

令和6年度平川市創業支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 市は、地域産業の振興及び地域経済の活性化を図ることを目的に、新たに創業を目指す者を支援し、当該年度の予算の範囲内において、平川市創業支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、平川市補助金等の交付に関する規則(平成18年平川市規則第53号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱における特定創業支援等事業とは、産業競争力強化法(平成25年法律第98号)第127条第1項の規定に基づき作成した平川市創業支援等事業計画に定める創業支援等事業のうち、「経営・財務・人材育成・販路開拓」の全項目について4回以上、かつ1ヶ月以上の期間をかけて創業希望者に知識を習得させる目的で行う事業を指す。

(補助対象者)

第3 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 住民税等に滞納がない者(世帯員全員を含む)。
- (2) 本市に店舗又は事業所を設置しようとしている者。
- (3) 特定創業支援等事業を受講完了している又は完了する見込みのある者。
- (4) 許認可等を必要とする業種にあっては、当該許認可等を受けている者。
- (5) 創業後、平川市を管轄する商工会、又はその他団体の会員になる者。
- (6) 創業に関して、本市が行う他の補助制度に基づく補助金等の交付を受けていない者。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は補助対象者としな

- (1) フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業を営む者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に定める営業を行う者
- (3) 平川市暴力団排除措置要綱(平成24年告示第58号)第2条に規定する暴力団又は暴力団員等に該当する者
- (4) 政治活動又は宗教活動を目的とした事業を営む者
- (5) 公序良俗に反する事業を営む者
- (6) 営業開始日から3年間同じ営業形態で営業できない者

(補助対象事業)

第4 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市内で創業し金融機関から融資を受けて行う事業であり、かつ3年以上継続して営業することが見込まれる事業とする。

(補助対象経費)

第5 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は別表のとおりとする。ただし、市の事業者認定後に着手する事業で、事業認定日から起算して12か月を経過する日までに係る経費とする。

2 次に掲げる経費については、補助対象経費としない。

- (1) 通常発生する経費（光熱水費、使用料、保守料等）への補填であるもの
- (2) 消耗品の購入費
- (3) 消費税
- (4) 汎用品（パソコン、スマートフォン等）の購入費
- (5) 補助対象事業に直接的に寄与すると認められないもの
- (6) 本補助金の趣旨に反するもの、又は、社会通念上不適切と認められる経費

(事業者の認定)

第6 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ平川市創業支援事業事業者認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付のうえ市長に提出し、事業者認定を受けなければならない。

- (1) 市内に住所を置く申請者の場合は、住民税等収納状況調査同意書
- (2) 市外に住所を置く申請者の場合は、申請者及び世帯員全員に係る納税証明書
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定により事業者認定したときは、平川市創業支援事業事業者認定書（様式第2号）により、事業者認定しなかったときは、その旨を記載した書面により通知するものとする。

3 市長は、事業認定者が第3第2項のいずれかに該当すると認めたときは、事業者認定を取り消すことができる。

(事業の着手)

第7 第6の規定により事業者認定を受けた者は、事業者認定を受けた日から補助事業に着手できるものとする。

(営業開始届)

第8 第6の規定により事業者認定を受けた者は、事業者認定を受けた日から12か月

以内に営業を開始しなければならない。なお、営業を開始した時は、遅滞なく市へ営業開始届（様式第3号）に個人事業の開業・廃業等届出書の写しを添付のうえ、提出しなければならない。

（補助金額等）

第9 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じた金額とし、補助限度額は500千円とする。ただし、他の補助金等を併用する場合は、それを控除した額の2分の1以内とする。

2 前項の規定により算出された補助金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

3 第6第3項の規定により事業者の認定を取り消した場合は、当該事業者が認定日以降に実施した補助対象事業の経費であっても補助の対象としない。

（補助金の交付条件）

第10 補助金の交付の決定がされた場合は、規則第5条に掲げるもののほか、次の各号の条件を付すものとする。

（1）補助事業の事業内容の変更、中止又は廃止する場合には、補助金等変更承認申請書（様式第4号）又は補助金等中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を市長に提出すること。ただし、軽微な変更にあつてはこの限りでない。

（補助金の交付申請等）

第11 補助金の交付の申請をしようとする者は、事業者認定後12か月を経過した後、平川市創業支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

（1）領収書又は支払いを証明する書類の写し

（2）補助対象事業の実施状況を示す写真等

（3）融資証明書の写し又はそれに関連する書類の写し

（4）創業に係るセミナー等の受講証明書又は特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書の写し

（5）事業に関連する各種営業許可証の写し

（6）平川市を管轄する商工会、又はその他団体の会員であることを示す書類の写し

（7）直近の確定申告書類の写し（收受日が確認できるもの又はe-Taxの受信通知があるものに限る）

（8）市内に住所を置く申請者の場合は、住民税等収納状況調査同意書

（9）市外に住所を置く申請者の場合は、申請者及び世帯員全員に係る納税証明書

（10）その他市長が必要と認めるもの

(補助金の交付決定等)

第12 市長は、第11の規定により補助金の交付を決定し、また、規則第13条第1項の規定により実績報告の内容を精査し適合すると認めた場合は、平川市創業支援事業補助金交付決定兼交付額確定通知書(様式第7号)により通知するものとする。また、交付を決定しなかったときは、その旨を記載した書面により通知するものとする。

(補助金の請求)

第13 補助金の請求は、規則第13条第1項の規定による補助金額の確定通知を受けた後に、平川市創業支援事業補助金交付請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第14 市長は、補助金の交付を受けた者が次のいずれかに該当したと認めたときは、事業者既に支給した金額の全額又は一部の返還を求めることができる。ただし、やむを得ないと認める事情があるときはこの限りではない。

(1) 虚偽又は不正の申請により支給を受けたとき 全額返還

(2) 開業後3年を経過しないうちに営業を中止、閉店、移転又は営業形態を変更したとき 一部返還

(帳簿及び関係書類の整理・保管)

第15 交付を受けた事業者は、収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理するとともに、これらの帳簿及び書類を、補助事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（要綱第5関係）

補助対象経費

経費区分	内 訳
1 広告宣伝費	宣伝広告に要する経費
2 印刷製本費	チラシ、パンフレット、カタログ等の制作に要する経費
3 委託費	デザイン、Web ページ作成等外部に委託する経費
4 備品購入費	事業運営に必要な設備、機械器具、什器備品等に要する経費
5 工事請負費	事業運営に必要な店舗・施設の改装・改修工事に要する経費 (内・外装工事、給排水工事、空調工事、電気工事等)

※ 消費税は補助対象経費としない。